

映像録音資料館内視聴覚機器賃貸借業務仕様書

1 概要

本業務は、鳥取県立図書館（以下「発注者」という。）の所蔵する映像録音資料を館内で視聴するためのブース（視聴覚機器の設置、調整及び保守を含む。）を設置するものである。本仕様により、発注者が館内に設置する映像録音資料館内視聴覚機器について必要な事項を定める。

2 契約の範囲

機器及びブースについて、調達、搬入、据付、調整、検査、発注者に対する諸手続き及び操作指導とする。なお、本仕様にない事項でも、機器が良好に使用でき、映像ソフトが利用できるようにするという業務の目的に必要な作業及び設定は、受注者が行う。

3 設置場所

鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書館

4 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（60 か月）

5 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 ブース及び機器の構成

（1）ブースについて

- ア 設置するブースは 4 ブースとする。
- イ 設置場所は当館 2 階映像録音視聴コーナー（別紙 1 参照）とする。
- ウ それぞれ個別のブースとし、そのなかに映像録音資料の視聴を行うための機器である（2）ア～ウを各 1 台設置できることとする。

エ ブースの規格

（ア）大きさなど基本的な規格は、別紙 2 を参照。なお、杉の集成材を使用するなどして丈夫で安全性の高いものとすること。

（イ）機器を設置できる棚及び設置台は、受注者が設計し、発注者の了解を得ること。

オ ブースには大人 2 人がけの椅子を置く。

（ア）椅子の規格：幅 1,100mm～1,200mm 奥行き 500mm～650mm

（イ）背付、レザー、ビニールレザー等の汚れ等が拭き取りやすい素材のもの（布張り不可）

・参考機種：イトーキ LUK-02DL-SK6（同等品可）

（2）機器について

ア～ウについては、各ブース 1 台ずつとし、エについては最低 15 個が常時利用可能なようすること。

ア 液晶テレビ

（ア）画面サイズ：32V型

（イ）画素数：水平 1,366×垂直 768 以上

（ウ）入力端子：HDMI 端子 1 系統以上、

（エ）出力端子：アナログ音声出力端子又は光デジタル音声出力端子 1 系統以上

（オ）電源：AC100V

・参考機種：ソニー K-32W840（同等品可）

イ BD プレーヤー

（ア）再生可能ディスク：BD-RE Ver. 2.1（片面 1 層 / 2 層）[Ver1.0 は非対応]

BD-R Ver. 1.1/1.2/1.3（片面 1 層 / 2 層）、

Ver. 1.2LTH/1.3LTH（片面 1 層）

BD-Video [BD-LIVE, BONUSVIEW]

BD-ROM Version 2.4

DVD-RW/+RW（ファイナライズ済）

DVD-R/+R（ファイナライズ済）

DVD-R DL/+R DL（ファイナライズ済）

DVD-Video

DVD-R（JPEG, MP3, WAV, FLAC）

CD-AUDIO（CD-DA フォーマット）

CD-R/RW（CD-DA, JPEG, MP3, WAV, FLAC）

（イ）出力端子：HDMI 端子 1 系統、映像端子 1 系統、音声端子 1 系統（L/R）

（ウ）電源：AC100V

・参考機種：ソニー BDP-S1700/K（同等品可）

ウ ヘッドホンアンプ

（ア）入力端子：音声端子 RCA1 系統（L/R）

（イ）ヘッドホン出力端子：TMS 複式ジャック 3 系統

（ウ）音量：調整式ボリューム 3 系統

（エ）電源：AC100V

・参考機種：MACKIE HM-4（同等品可）

CLASSIC PRO CP4HM II（同等品可）

エ ヘッドホン

（ア）密閉型かつハウジングがヘッドバンドに対して可動するもの。

(イ) コードの長さ：約2m～3m程度（延長ケーブルは使用不可）

・参考機種：オーディオテクニカ ATH-AVC500（同等品可）

7 導入及び設定

- (1) 発注者の指定する場所にブースを設置し、映像録音資料の視聴が行えるように機器を設置することとし、必要な設定・配線は受注者が行う。
発注者が別途調達するVHSデッキについても、受注者が必要な設定・配線を行うこと。
- (2) 利用者が、BDプレーヤー、VHSデッキを操作し、画像を液晶テレビによつて視聴し、音声をヘッドホンによって聞くことができるよう設定する。
- (3) BDプレーヤー、VHSデッキを液晶テレビと接続し、液晶テレビのリモコンで切り替えできるようにする。
- (4) ブース卓上の適切な位置を選び、ヘッドホンの端子（3回線）及びボリュームを設定し、利用者が視聴しながら操作できるようにすること。
- (5) 利用者用のマニュアルを6部作成すること。
ア マニュアルは、高齢者や児童を含め、多様な利用者に分かりやすいものであること。
イ 機器等の納入後、1週間以内に作成すること。

8 保守

- (1) 年4回の点検を行うこと。
- (2) 県立図書館の開館日・開館時間の障害発生時には誠意をもって対応すること。
また、休館日等であっても、必要に応じて保守・点検・修理などを行うこと。
- (3) 保守の範囲は、ブースの家具も含め、ヘッドホン及び器材一式を対象とする。
- (4) ヘッドホンが破損した場合には、遅滞なく取り替えること。
- (5) BDプレーヤーの時刻表示は常に正確であること。
- (6) 保守員は、専門の技術員とする。

9 損傷補償

作業はすべて受注者の責任施工とし、損傷補償は次による。

- (1) 施工に当たり施設の損傷、作業敷地外の土地踏み荒らし、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は、受注者の負担とする。
- (2) 材料の運搬、その他の施工に当たり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い遅滞なく修復すること。
- (3) 作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者の指示に従い最小限度に加工し、体裁良く修復すること。

10 作業時間

本整備の作業時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、日程については別途調整する。

11 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担で行うこと。

12 その他

- (1) 貸貸借物品については、動産保険に加入すること。
- (2) 参考機種以外の製品を使用する場合は、発注者の同等品承認を受けること。
- (3) 今回整備される機器については、貸貸借期間満了後、受注者の負担において撤去すること。